



事故防止メルマガ「Think」／Vol. 145



【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2017年3月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～無理な運行計画を指示していませんか？
- 3・交通事故の裁判事例～事故車の非稼働による休車損害を認定
- 4・今日の朝礼話題～挨拶のために車を使うのはやめよう
- 5・【新発売】「運行管理者のためのドライバー教育ツール Part 3」
- 6・【新発売】教育用DVD「トラック運転者のための安全運転のポイント」
- 7・【新発売】小冊子「接触していなくても大きな事故の責任がある」

★3月後半の安全管理ごよみ

- ◆1日（水）～31日（金）
——自殺対策強化月間
- ◆17日（金）
——八本松トンネル事故から1年
- ◆20日（月）
——春分の日
- ◆23日（木）
——世界気象デー
- ◆25日（土）
——電気記念日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2017/02/10/kongetsu-untentanri-mar-2017/>

■危機管理意識を高めよう

『無理な運行計画を指示していませんか？』

運行計画を立てるときには、平均走行速度や休憩時間などに十分な余裕を持って、運転者が急ぎの心理に陥らないようなプランを考えなければなりません。

先日、国土交通省が公表した事業用自動車事故報告書に、無理な運行計画に

基づいた運行指示によって、貸切バスが制限速度を大幅にオーバーして追越しなどをしなければならない状況になり、重大な追突事故を起こしてしまった事例が紹介されています。

今回は、この事例をもとに、ずさんな運行計画がいかに運転者を危険な意識に追いやり事故に結びついているかを考えてみましょう。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/03/06/kikikanri-murina-unkokeikaku/>

■交通事故の裁判事例

今回は、路上に駐車して下水道管の調査をしていた車に後続車が追突した事故で、事故後に売上高の減少が生じていないが、休車損害を認定した事例を取り上げます。

『事故車が稼働していればより多くの収入が得られたとして休車損害を認定』

【事故の状況】

平成23年10月7日午後0時35分頃、Aはさいたま市内の路上に社有車を止めて下水道管の調査をしていたところ、後ろから来たBの普通乗用車に追突されました。

この事故で、Aの車両が破損したほか、搭載してあった下水道管調査用の特殊なカメラ等も破損しました。

Aは車両とカメラが損傷したために、予定されていた別の調査業務が出来なかったとして、その業務にかかる売上高約847万円の休車損害を求めました。

これに対して、Bは事故の前後の年度において決算書上、売上高が減少するどころかむしろ増えており、営業上の損害が生じていないと主張しましたが、裁判所は次のように述べて休車損害を認めました。

【裁判所の判断】

「損害の公平な負担という制度の趣旨からすれば、被害者に生じた損害を填補するべく、事故前後の利益の差を損害とみるのが相当であるから、事故前後で売上高の減少が生じていないときは、営業上の損害（休車損害）を事故の損害賠償金として請求することはできない」

「しかし、売上高はその時々注文件数や営業努力等の要因によって変動するものであるから、仮に事故車両が稼働していればより多くの収入が得られていただろうと認められるときは、例外的に営業収入の減少がなくても、休車損害

を肯定することができる」

「損害の算定方法として、同規模事業者の平均的な利益率25・02%を用いて算定すると、事故によって調査業務が受けられなかった営業上の損害は、約212万円となる」と認定しました。

(さいたま地裁 平成26年10月7日判決)

■今日の朝礼話題

『挨拶のために車を使うのはやめよう』

公道上で同僚や自社の車などとすれ違ったとき、会釈や軽く手を上げて挨拶をすることがありますね。

会釈程度なら問題はないのですが、クラクションを鳴らしたり、パッシングをすると、他の車が「何事だ」と驚いてしまい、迷惑をかけます。

さらにひどい場合は、車体を振る合図をしていて死亡事故を誘発してしまった例もあります。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2017/03/02/tw-kikenna-aisatsu/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart3」

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,400円＋税

「貨物自動車運送事業車が運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正され、平成29年3月12日より指導監督の項目が11項目から12項目になるなど、教育内容が追加されます。

教育ツールは、Part1、Part2とマンガとキーワードでわかりやすくドライバー教育ができるとご好評頂いておりますが、今回の法改正を受け、Part3を発売いたしました。

ドライバーミーティングや点呼時に活用でき、教育記録まで残せる本ツールを是非ご活用ください。

【詳しくはこちら↓】
<https://goo.gl/MyX39H>

■【新発売】教育用DVD「トラック運転者のための安全運転のポイント」

※仕様 DVD／カラー30分
※価格 37,000円＋税（送料弊社負担）
※企画構成 シンク出版株式会社／大阪府トラック協会南大阪支部

本DVDは、トラックドライバー向けの教育用DVDです。

トラックに乗務するにあたっての責任の大きさから、運転の準備、運転中の具体的な注意ポイントまでをコンパクトにまとめました。

各項目は質問形式で構成されていますので、考えながら視聴することができます、安全運転のポイントを的確に理解していただくことができます。

事業所での視聴はもちろん、安全講習会においても、受講者の参加を促すツールとして活用することができます。

【詳しくはこちら↓】
<https://goo.gl/voJXK8>

■【新発売】小冊子「接触していなくても大きな事故の責任がある」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷
※価格 700円＋税（5冊1セット価格・送料実費）

たとえ他車や他人に接触していなくても、自身の運転行動が引き起こした事故により、大きな過失責任を問われることがあります。

本書は、実際に接触していなくても大きな過失を問われた6つの事例を取り上げています。

各事例ごとに、事故の起こった運転場面を見てドライバーにどれぐらいの過失があるかを考える問題形式となっていますので、ドライバー研修会等での教育資料としてもお使いいただけます。

【詳しくはこちら↓】
<https://goo.gl/uINDVT>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成29年3月6日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■